

令和7年度旭川市定額減税不足額給付金Ⅱ申請書（請求書）

(宛先)旭川市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※令和7年度旭川市定額減税不足額給付金（以下「不足額給付金」という。）とは、令和6年に支給した定額減税調整給付金（以下「当初調整給付金」という。）の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

【本様式での申請が可能の方】
●令和7年度個人住民税の課税自治体が旭川市の方であり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない方であって、
・青色事業専従者 または 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

申請日	令和 年 月 日	申請 (請求)額	☐ 40,000円
申請期限	令和7年10月31日 (当日消印有効)		☐ 30,000円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者

1 申請（請求）者

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所	
署名(又は、記名押印)	大正・昭和・平成・令和		
	年 月 日	電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号 ()
令和5年12月1日時点にお住まいだった住所			
☐ 現住所と同一 ☐ 現住所と異なる(住所:)			
令和6年1月1日時点にお住まいだった住所			
☐ 現住所と同一 ☐ 現住所と異なる(住所:)			
令和6年6月3日時点にお住まいだった住所			
☐ 現住所と同一 ☐ 現住所と異なる(住所:)			

※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

2 振込口座 ※原則「1の申請（請求）者」の口座とします。

金 融 機 関 名	支 店 名	種別	口 座 番 号 (右詰めでお書きください)	口 座 名 義 (カタカナでお書きください)
銀行 信組 信金 信連 金庫 農協	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		
支店コード				
ゆうちょ銀行の支店名や口座番号がわからない場合は、下記を記入してください。				
記号	番号	口座名義(カタカナ)		

※金融機関の口座がない等、口座振込による受取ができない場合は、給付金専用ダイヤル(☎76-7415)まで御連絡ください。

裏 面 も 必 ず 御 確 認 く だ さ い

【旭川市確認欄】 ※記入しないでください			
☐ 支給決定	☐ 40,000円	☐ 30,000円	☐ 不支給

誓約・同意事項 ※各項目を確認し、全て同意された上で申請してください。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。旭川市(以下「市」といいます。)における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び当初調整給付金の支給対象とならなかった。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び当初調整給付金の支給対象とならなかった。

- ② 以下のいずれにも該当しません。

- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった。
- 令和5年度、令和6年度に実施された非課税世帯または均等割のみ課税世帯向け給付の対象世帯主または世帯員であった。
- 令和6年度に実施された当初調整給付金につき、本人分または扶養親族分として対象であった。

- ③ 不足額給付金の支給要件の該当有無を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ令和7年11月28日までに市が申請・請求者に連絡あるいは確認できなかった場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、申請書(請求書)の記入事項について虚偽であることが判明した場合や、給付種類の異なる給付金を受給している場合、支給要件に該当しなくなる給付金を返還します。
- ⑨ 同じ申請・請求者が2回以上の申請をした場合は、市が当該2回目以降の申請を無効とすることに同意します。
- ⑩ 給付金の支給時期について、提出書類に不備がない場合、申請書(請求書)を市が受領した日から4週間程度を要すること、また、世帯に転入者がいる場合は、更に支給時期が遅くなることに同意します。
- ⑪ 提出した申請書類等について、返却されないことに同意します。

【提出書類】

1 『令和7年度旭川市定額減税不足額給付金Ⅱ申請書(請求書)』(本書)

2 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告の写し(コピー)』

※受給要件の確認に必要な令和6年分所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

3 『事業主の該当年分所得税確定申告書の写し(コピー)』

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。

4 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、健康保険証(資格確認書も可)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。

5 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を同封してください。

※以下の3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご注意ください。

6 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

7 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

※添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名